

鴻巣市ふるさと納税協力事業者募集要領

1 目的

鴻巣市へのふるさと納税の促進を図るとともに、本市の魅力を発信するため、本市へふるさと納税をされた市外在住の方へ贈呈する記念品として、地場産品やサービス等を提供していただける協力事業者を募集します。

2 応募要件

(1) 協力事業者について

次の要件を全て満たすこと。

- ① 本社若しくは事業所を市内に有する法人又は市内在住の個人であること。
- ② 市税の滞納がないこと。
- ③ 代表者等に鴻巣市暴力団排除条例（平成24年鴻巣市条例第29号）第2条第2号の暴力団員を含まないこと。

(2) 記念品について

次の要件を満たす商品等であること。

- ① 市内で生産、製造又は加工されているもの。主要な部分に市内の原材料を使用しているもの又は市内で提供されるサービスのいずれかに該当しているもの。
- ② 全国各地に安全に送付することができるもの。
- ③ 飲食物の場合は、寄附者に到着後5日程度の消費期限が保障されるもの。ただし、消費期限が5日に満たない場合は、商品説明にその旨明記すること。
- ④ 数量的に安定供給が見込めるもの。ただし、期間や数量を限定して供給可能なものは取り扱うことができる。
- ⑤ 平成31年総務省告示第179号第5条各号の範囲内のものであること。

※応募要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合や、記念品として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

3 募集期間

随時募集しています。

4 申込方法

次の書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて鴻巣市役所市長政策室総合政策課に提出してください。

① 鴻巣市ふるさと納税記念品提案申込書（様式第1号）

※記念品の画像を電子データで提供してください。（CD-R等）

② 事業者概要（任意様式）（パンフレット等でも可）

5 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令を遵守してください。

寄附者の個人情報は、記念品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、記念品へパンフレットを同封することにより、改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等のために提出された個人情報は対象外です。

6 その他留意事項

- (1) 積極的に鴻巣市のPR等を行い、シティプロモーション活動に努めていただきます。
- (2) 記念品の変更・辞退をする場合や、記念品に関して発送の遅延、販売中止、品質、送付過程等で事故等の問題が発生した場合は、速やかに市へ報告するものとします。
- (3) 記念品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情の内容について市へ報告するものとします。
なお、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (4) 登録された事業者が本要領2に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、登録を取り消すことがあります。
- (5) 申込内容に虚偽があった場合又は市に損害を及ぼす行為があった場合は、登録を取り消します。

7 申込み・問合せ先

〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

鴻巣市役所 市長政策室総合政策課

TEL：048-541-1321（内線2237）

FAX：048-543-5480

Mail：sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp